島原市報道資料

令和2年1月24日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止の業者名	株式会社松尾組 南島原市南有馬町乙1220-2
指名停止の期間	令和 2年 1月25日から 令和 2年 2月 7日まで 2週間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第2項[別 表第1第7項(安全 管理措置の不適切に より生じた工事等関 係者事故)]該当	株式会社松尾組が元請として受注した島原振興局農村整備課発注の愛津原地区区画整理工事(1工区・2工区)において、令和元年10月7日、安全管理の不適切により、石積作業時に玉掛けチェーンと石材の隙間で二次下請け小長井治産株式会社の作業員の左手親指を負傷させてしまう事故を起こしたための措置

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園



担当: 島原市 契約管財課 契約検査班 酒井

電話:0957-62-8024

E-mail: keiyaku@city.shimabara.lg.jp

